

登録番号表示基準

平成18年8月23日

第1 目的

この基準は、きょうと信頼食品登録制度実施要綱（以下「要綱」という。）に規定する登録食品の表示について、必要な事項を定める。

第2 登録番号の使用

登録番号は、要綱の定めにより次の場合に限り使用できる。

- 1 審査機関から登録通知を受けた食品
 - (1) 登録食品にシールとして貼付又は印刷して表示する場合
 - (2) 登録食品の販売促進等に使用する場合
- 2 府が特に認めた者
 - (1) 登録制度のPR等に使用する場合
 - (2) 登録食品の販売促進等に使用する場合

第3 登録番号の仕様等

登録番号の仕様等は、別記によるものとする。ただし、容器又は包装等の形状等により、これによりがたい場合は、知事と協議する。

第4 登録食品に関する情報の表示

登録事業者は、登録番号とともに、登録食品に関する生産及び製造の履歴並びに品質に関する情報を表示することができる。

第5 誤認の防止

登録事業者及び府が特に認めた者は、消費者等に誤認させる方法により登録番号を表示してはならない。

第6 登録番号の使用中止

次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、登録番号の使用中止を命じる。

- 1 要綱に基づく登録の取消を行った場合
- 2 第2の使用以外に使用した場合
- 3 第5に該当した場合

(別 記)



表 示 例

